

北海道告示第 11077 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 4 年 12 月 9 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 8 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック八雲店複合商業施設

二海郡八雲町東雲町 17, 19, 20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

株式会社デンコードー 代表取締役 遠藤 義行

宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図－3（1）」に表示

台数：307 台

(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図－3（2）」に表示

台数：100 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数：4 箇所

位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図－3（1）」に表示

(変更後) 数：3 箇所

位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図－3（2）」に表示

(4) 変更年月日

令和 5 年 3 月 16 日

(5) 変更する理由

隔地駐車場（変更前の第 2 駐車場）を地権者に返還するため。併せて、利用率の低い店舗敷地内付設駐車場についても、堆積場所や従業員駐車場の確保など駐車場の有効利用を図るため。

2 届出年月日

令和 4 年 7 月 15 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年8月9日（火）から同年12月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、八雲町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は八雲町へ問い合わせること。